

資料 4

大阪府収用委員会委員の任命について同意を求める件

[収用委員会委員]

<p style="text-align: center;">現 委 員</p> <p style="text-align: center;">(生年月日・年齢 現 職 等 (任 期))</p>	<p style="text-align: center;">新 委 員 (案)</p> <p style="text-align: center;">(生年月日・年齢 現 職 等 (任 期))</p>
<p>岸 田 好 美 <small>きし だ よし み</small></p> <p>昭和 34 年 5 月 7 日生 64 歳</p> <p>弁護士</p> <p>1 期目 : H30. 2. 1 ~ R3. 1. 31</p> <p>2 期目 : R3. 2. 1 ~ R6. 1. 31</p>	<p style="text-align: center;">再 任</p> <p>3 期目 : R6. 2. 1 ~ R9. 1. 31</p>
<p>野 呂 充 <small>の ろ みつる</small></p> <p>昭和 38 年 8 月 2 日生 60 歳</p> <p>大阪大学大学院高等司法研究科教授</p> <p>1 期目 : H27. 2. 1 ~ H30. 1. 31</p> <p>2 期目 : H30. 2. 1 ~ R3. 1. 31</p> <p>3 期目 : R3. 2. 1 ~ R6. 1. 31</p>	<p>野 田 崇 <small>の だ たかし</small></p> <p>昭和 46 年 4 月 15 日生 52 歳</p> <p>関西学院大学法学部教授</p> <p>1 期目 : R6. 2. 1 ~ R9. 1. 31</p>

※ 年齢は令和 6 年 3 月 31 日時点での年齢

(収用委員会委員)

略 歴

住 所 兵庫県神戸市東灘区

きし だ よし み
岸 田 好 美

昭和34年 5月 7日生

昭和58年 3月	上智大学法学部卒業
平成 8年 4月	大阪弁護士会入会
同 14年 4月	財団法人日弁連交通事故相談センター大阪支部交通事故示談幹 旋委員
同 18年 3月	日本弁護士会連合会代議員
同 18年 4月	大阪弁護士会交通事故委員会委員長
同 20年11月	日本司法支援センター大阪地方事務所地方扶助審査委員
同 22年 4月	財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構紛争処理委員
同 22年12月	大阪府収用委員会予備委員
同 23年 1月	大阪簡易裁判所所属司法委員（現在に至る。）
同 28年 6月	公益財団法人日弁連交通事故相談センター大阪支部高次脳機能 障害相談員
同 28年 6月	公益財団法人日弁連交通事故相談センター理事
同 30年 2月	大阪府収用委員会委員（現在に至る。）
同 30年 4月	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構紛争処理委員（現在 に至る。）
令和 元年12月	大阪府収用委員会会長代理（現在に至る。）
同 2年 9月	公益財団法人日弁連交通事故相談センター評議員（現在に至る。）

(再任理由)

- ・岸田氏は、平成30年2月1日に収用委員会委員に選任された者。
- ・弁護士として27年にわたる活動実績や豊富な公職経験を有している。

民事法に関する卓越した見識を基に適切な審理指揮と公正な判断を行い、委員会の適正かつ円滑な運営に寄与するとともに、令和元年12月からは会長代理として会長を適切に補佐している。

(収用委員会委員)

略 歴

住 所 京都府京都市北区

野 田 崇^{の だ たかし}

昭和46年 4月15日生

平成 7年 3月	京都大学法学部卒業
同 9年 3月	京都大学大学院法学研究科修士課程修了
同 12年 3月	京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学
同 12年 4月	京都大学法学部助手
同 14年 4月	大阪経済大学経済学部専任講師
同 17年 4月	関西学院大学法学部専任講師
同 19年 4月	関西学院大学法学部准教授
同 24年 4月	関西学院大学法学部教授（現在に至る。）
同 26年 4月	大阪府個人情報保護審議会委員
同 26年10月	奈良県情報公開審査会委員（現在に至る。）
同 28年10月	奈良県情報公開審査会会長（現在に至る。）
同 30年 4月	大阪府行政不服審査会委員
同 30年 6月	司法試験考査委員（現在に至る。）
令和 元年 7月	大阪市情報公開審査会委員
同 4年 4月	大阪府個人情報保護審議会検証部会部会長（現在に至る。）
同 4年 4月	大阪市個人情報保護審議会委員（現在に至る。）
同 5年 4月	総務省情報公開・個人情報保護審査会委員（現在に至る。）

(選任理由)

- ・野田氏は、行政法の専門家として高い見識を有しており、司法試験考査委員をはじめ公職経験も豊富である。また、大阪府行政不服審査会委員や大阪府個人情報保護審議会検証部会部会長を歴任されるなど府行政にも精通しており、適正かつ公正な判断が期待できる。